### 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の検討表について

### 検討表の掲載事項について

- (1) リスク管理の対象
  - ①微生物名
  - ②食品:有害微生物に汚染されると考えられる食品を記載した。
  - ③食品の状態:食中毒の主な原因と考えられている食品の種類又はその状態を記載した。
- (2) 食品安全の観点(危害要因の病原性、危害要因の患者数<sup>※1</sup>) 及び国際的動向 別紙の基準により分類し、H:5、M:3、L:1として合計点(最高点を15点) を計算した。
  - ※1:食中毒統計(厚生労働省)に掲載されていない危害要因については、「感染症発生動向調査」の報告数(食品媒介性以外も含む。)等を参考にした。

### (3)関係者の関心度

アンケートを通じた関係者の関心度について、有害微生物ごとに(2)と同様に「H:非常に関心がある」: 5、「M:関心がある」: 3、「L:あまり関心がない」: 1、「一:知らなかった、無回答」: 0として、合計点を計算し、平均点を「関係者の関心度」欄に示した。また、カッコ書きで、「非常に関心がある」及び「関心がある」と回答された方の合計の割合を示した。

回答者の属性ごとに関心度を集計した結果、他の属性と比べて関心をお持ちの方が 多い属性があった場合は、その属性を記載した。

(4) 国内外の動向/農林水産省のリスク管理の状況と今後の課題

国際機関、諸外国政府及び関係府省等におけるリスク管理やリスク評価の動向のほか、農林水産省のリスク管理の成果と今後の課題等を危害要因と食品の組合せ毎に記載した。

なお、各危害要因に関する国内外の動向のうち、FAO/WHO 微生物学的評価専門家会議(JEMRA)によるリスク評価の結果など、食品に共通する情報については、各危害要因の最初の食品の欄のみに記載した。

### (5) リスク評価

国内外のリスク評価の実施状況を危害要因と食品の組合せ毎に記載した。

- ◎: JEMRA 等による国際的な微生物学的リスク評価を実施済又は食品安全委員会が評価済
- 〇:国際的な評価又は食品安全委員会の評価(の見直し)の予定
- △:外国の政府機関が評価済
- -:上記のいずれにも該当しない

### (6) 汚染実態把握

- (1)国内 (農林水産省又は国内の関係機関)
  - 〇:10年以内に生産、加工、販売(消費)段階のいずれか1つ以上の段階で、実態 を把握・公表済
  - △:調査中の場合、又は10年以上前に実態を把握したがそれ以降に調査していない場合
  - ー:上記のいずれにも該当しない

#### ②外国

- 〇:主要2カ国以上で生産、加工、販売(消費)段階のいずれか1つ以上の段階で、 実態を把握・公表済み
- △:主要1カ国で前述の段階の実態を把握・公表済み又は調査中
- -:上記のいずれにも該当しない
- (7) リスク管理措置 (汚染防止対策、衛生管理対策、食品の基準値を含む)
  - (1)国内(農林水産省又は国内の関係機関)
    - ◎:食品と危害要因の組合せを特定した汚染防止・低減対策を実施済
    - 〇:食品や危害要因の組合せを特定せずに一般的な衛生管理として、汚染防止・低 減対策を実施済
    - △:危害要因の汚染防止・低減対策を検討中
    - -: 危害要因の汚染防止・低減対策を未検討
  - ②国際(コーデックス委員会等)
    - ◎:食品と危害要因の組合せを特定した汚染防止・低減対策を実施済
    - 〇:食品と危害要因の組合せを特定せずに一般的な衛生管理として、汚染防止・低 減対策を実施済
    - △:危害要因の汚染防止・低減対策を検討中
    - -: 危害要因の汚染防止・低減対策を未検討

### **③外国**

- ◎:主要2カ国以上で、食品と危害要因の組合せを特定した汚染防止・低減対策を 実施済
- 〇:主要2カ国以上で、食品と危害要因の組合せを特定せずに一般的な衛生管理と して、汚染防止・低減対策を実施済
- Δ:主要1カ国で実施済又は検討中
- -:上記のいずれにも該当しない
- (8) 優先リスト(案)
  - ✓:農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき危害要因 (特定の危害要因について、1つ以上の食品との組合せでリスク管理の優先度が高

(特定の危害要因について、「つ以上の食品との組合せでリスク管理の優先度か高いと判断した場合は、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト(優先リスト)に掲載する。)

一:農林水産省によるリスク管理の優先度が低いと考えられる危害要因

## (9) 当面実施すべき事項

低減対策の策定・普及、低減対策の効果検証、汚染実態の調査など農林水産省が今後5年間で優先的に実施すべき事項を、危害要因と食品の組合せ毎に記載した。

### 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害微生物の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害微生物を選定する。

- (1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)
  - 1) 危害要因の病原性
    - ・症状の重篤性
    - 症状の持続期間
    - ・患者からの二次感染
    - H: 重症例では死亡することがある。症状が一過性でない。患者が感染源となることがある。
    - M:症状は一定期間持続するが、死亡することはまれである。
    - L:死亡することはまれで、多くは一過性の下痢及び嘔吐である。
  - 2) 当該危害要因が原因と特定された患者数
    - H:国内において最近3年間の平均報告患者数が1000名以上である。
    - M: 国内において最近3年間の平均報告患者数が100名以上1000名未満である。
    - L:国内において最近3年間の平均報告患者数が100名未満である。

#### (2) 関係者の関心度

リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心

H: 非常に関心がある。

M:関心がある。

L:あまり関心がない。

ー:知らなかった、無回答。

### (3) 国際的動向

- コーデックス食品衛生部会(CCFH)における実施規範や基準値作成の検討
- FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討
- 〇 海外におけるリスク管理の取組状況

H:国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。

M:一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。

L:上記のいずれにも該当しない。

### 1. 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の検討表

### 【細菌】

リス	ク管理の	対象	の種	安全 見点	際	合	関係	老	国内外の動向/	優先
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点	の関心		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	リスト (案)
カロタンバー	鶏肉	生加十状と対象がある。	L リスク評価 ©		# 実		3.2 (75% 都や ク置 国際 ◎	· 特県 台体	(国内外の動向) ・JEMRA <sup>3</sup> は、汚染鶏肉の流通量を減らすことに比例して食中毒のリスクも減少すると評価(2009)。 ・コーデックス委員会は、鶏肉中のカンピロバクターの管理のガイドラインを公表(2011)。 ・食品安全委員会は、鶏肉のカンピロバクター・ジェジュニ/コリについて食品健康影響評価を実施(2009)。カンピロバクターについてのリスクプロファイルを公表(2018、2021 改訂)。 ・厚生労働省は、食鳥処理場におけるHACCP 方式による衛生管理指針の公表や基準を規定(2006、2014)。 【現状】 ・保菌鶏群から製造された鶏肉や内臓からの本菌の検出率は、未保菌鶏群から製造されたものの検出率よりも高かった(2007-13)。 ・農場への侵入・感染経路は、水、周辺の野生動物・昆虫、人・車など複数あると推定(2007-10、2014、2019)。 ・肉用鶏農場において、基本的な衛生管理以外に鶏群の感染防止に有効な対策は不明。 ・「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」(2011 策定、2013 改訂)を普及。 【今後の課題】 ・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。 ・農場で簡易に検出可能な検査法(定性・定量)の開発。 ・定期的に肉用鶏の保菌率、と体の検出率や各定量的データを全国調査し、国内の実態を把握。	当面実施すべき 事項 基本的な衛生管理 の徹底(バイの強と)を推進させるための体制づくり 全国的な汚染実態(保菌率、菌数)定期的な調査 簡易検査法の開発

<sup>1</sup> 最高点を 15 点として合計点を計算。 2 カッコ内は「非常に関心がある」と「関心がある」の合計の割合を示す。関心の程度が高い属性があった場合は、その属性を記載。 3 JEMRA:FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議

リス	ク管理の	対象	の	安全 現点	国際	合計	関係	谷者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点	の関		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
カンピロバクター		生又は加熱な十分な状態	L IJ		上		3.2 (75% 都道が や自? スク管	存県 冶体 理	<ul> <li>【国内外の動向】</li> <li>・厚生労働省は、「食品衛生法」に基づき、生食用牛肉(内臓除く)について規格基準を定め(2011)、牛レバーの生食用としての販売・提供を禁止(2012)。</li> <li>【現状】</li> <li>・肉用牛の2-4割が保菌していることを確認(2007)。保菌牛は、必ずしも便に排菌するわけではないため、直腸便を試料とした検査では、全ての保菌牛を把握することは難しいことを確認(2011、2012)。</li> <li>・牛肝臓と胆汁からの検出率はそれぞれ2割と3割(2011、2012)。</li> </ul>	当面実施すべき
			ハク評価 -	国内〇	握 外国 〇	国内〇	措置 国際 〇	外国〇	<ul> <li>「牛肉の生産衛生管理ハンドブック」(2011 策定)を普及。</li> <li>【今後の課題】</li> <li>・基本的な衛生管理の徹底 (バイオセキュリティの強化)。</li> <li>・カンピロバクターに汚染された牛肉の摂食による食中毒報告数の増加が確認された時には、農場や食肉処理場等における実態調査を検討。</li> </ul>	事項 基本的な衛生管理 の徹底(バイオセ キュリティの強化) を推進させるため の体制づくり

リス	ク管理の	対象		安全 観点	際	合	関係	<b>公</b> 者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	合計点	の関		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
カバクター		生加十 大態 大態		Н	L	7	3.2 (75% 都道 や自?	存県	【国内外の動向】 ・食品安全委員会は、豚の食肉の生食について食品健康影響評価を実施(2015)。 ・厚生労働省は、「食品衛生法」に基づき、豚の食肉(内臓含む)について生食用としての販売・提供を禁止(2015)。 【現状】 ・豚の 2-4 割が保菌(カンピロバクター・コリ)していることを確認する	<b>✓</b>
			リスク	実	把握態		スク管措置		とともに、保菌農場内では、豚から豚に感染が広がっていると推定 (2010-13)。 ・「豚肉の生産衛生管理ハンドブック」(2017 策定)を普及。	当面実施すべき 事項 基本的な衛生管理
			評 価 –	国内〇	外国〇	国内◎	際	外国	【今後の課題】 ・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。 ・カンピロバクターに汚染された豚肉の摂食による食中毒報告数の増加が確認された時には、農場や食肉処理場等における実態調査を検討。	歴年的な衛生官母の徹底 (バイオセキュリティの強化) を推進させるための体制づくり

リス	ク管理の	対象	の権	安全 見点	国際	合計	思見	系者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点		心度		(案)
サルモネラ	鶏卵	生又は 加熱不 十分な 状態	L	M	Н	9	3.2 (82) 都道 や自	府県		✓
			リスク	把	実態 握 		スク管 措置 T		・EU は、加盟国にサルモネラ保有率 10%以上の採卵鶏群へのワクチンの接種を義務づけ(2006)。 ・食品安全委員会は、リスクプロファイル「鶏卵中のサルモネラ・エンテ	当面実施すべき事項
			評価	国内	外国	国内	国際	外国	・   と   と   と   と   と   と   と   と   と	基本的な衛生管理 の徹底 (バイオセ キュリティの強化)
			0	0	0	0	0	0	止、液卵の成分規格と製造・保存基準を設定(1959)、卵選別包装施設 の衛生対策を徹底(1998)、家庭での衛生的な卵の取扱いを消費者に啓 発(1998)。	を推進させるための体制づくり
									【現状】 ・採卵鶏群のサルモネラ保菌率は2割、そのうち3%はSEの保菌を確認(2007)。誘導換羽・時に代替飼料・を給与するとサルモネラの排泄量が減少する可能性があることを確認(2015)。 ・洗卵によって卵殻上のサルモネラの検出率は下がることを確認	定期的に全国的な 汚染実態(保菌率、 血清型)の定期的な 調査
									(2014)。また、市販のパック詰鶏卵の検出率は、卵内容が 0.05%、卵殻が 0.3% (2021)。 ・「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック」 (2011 策定)を普及。 【今後の課題】	誘導換羽時におけ る代替飼料の給与 の効果の検証
									・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。 ・定期的に採卵鶏群の保菌率、市販パック詰鶏卵の検出率や血清型を全国 調査し、国内の実態を把握。	

<sup>4</sup> SE は卵殻形成前に卵内に侵入する可能性がある血清型の菌

リス	ク管理の	対象		安全 現点	国際	合	関係	(字	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	良帕	食品の 状態	病原性	者数	的動向	合計点	の関		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
サルモネラ		生又は 加熱な 十分な 状態	L	M	Н		3. 2 (82% 都道) や自i	存県	<ul> <li>【国内外の動向】</li> <li>・JEMRA は、鶏肉のサルモネラのリスク評価において、鶏の保有率とヒトの疾病の間に正の相関があると公表(2002)。</li> <li>・コーデックス委員会は、鶏肉中のサルモネラの管理のためのガイドラインを公表(2011)。</li> <li>・食品安全委員会は、リスクプロファイル「鶏肉中におけるサルモネラ属菌」を公表(2012)。</li> <li>・厚生労働省は、「と畜場法」(1953)、「食鳥処理場の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(1990)により、サルモネラ症罹患動物が食肉として流通することを防止。</li> </ul>	<b>✓</b>
			リスク	実	把握態		スク管 措置		【現状】 ・保菌鶏群から製造された鶏肉や内臓からの本菌の検出率(5割程度)は、 未保菌鶏群から製造されたものの検出率(2割程度)よりも高かった。	当面実施すべき事項
			ク評価◎	国内〇	外国〇	国内◎	国際〇	外国◎	未保菌鶏群から製造されたものの検出率 (2 割程度)よりも高かった。 ・農場への侵入・感染経路は、周辺の野生動物・昆虫、人・車など複数あると推定 (2007-15、2019)。 ・肉用鶏農場において、基本的な衛生管理以外に鶏群の感染防止に有効な対策は不明。 ・「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」 (2011 策定、2013 改訂)を普及。 【今後の課題】 ・基本的な衛生管理の徹底 (バイオセキュリティの強化)。 ・定期的に肉用鶏の保菌率、と体の検出率や各定量的なデータを全国調査し、国内の実態を把握。	基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)を推進させるための体制づくり全国的な汚染実態(保菌率、菌数)の定期的な調査

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 誘導換羽:産卵率や卵質を改善するために、人為的に一時的な産卵の停止(換羽)を誘導すること。 <sup>6</sup> 代替飼料:繊維成分や難消化性分の割合を高めることで栄養価を低下させた飼料。

リス	ク管理の	対象	の権	安全 見点	国際	合計	思応	系者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点		心度	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
サルモネラ	牛肉	生又は 加熱不 十分な 状態	L	M	Н		3.2 (82% 都道) や自	府県	【国内外の動向】 ・コーデックス委員会は、牛肉中のサルモネラの管理のためのガイドラインを公表(2016)。 ・食品安全委員会は、生食用食肉(牛肉)の腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌について食品健康影響評価を実施(2011)。 ・厚生労働省は、「と畜場法」(1953)により、サルモネラ症罹患動物が食肉として流通することを防止。また、「食品衛生法」に基づき、生食用	<b>✓</b>
			リスカ		実態 握		スク管 措置		牛肉(内臓除く)について規格基準を定め(2011)、牛レバーの生食用としての販売・提供を禁止(2012)。	当面実施すべき 事項
			ク評価	国内	外国	国内	国際	外国	【現状】 ・農場の牛の保菌率は4%未満であることを確認(2010-11)。 ・「牛肉の生産衛生管理ハンドブック」(2011 策定)を普及。	基本的な衛生管理 の徹底(バイオセ キュリティの強化)
			0	0	0	0	0	0	【今後の課題】 ・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。 ・サルモネラに汚染された牛肉の摂食による食中毒報告数の増加が確認された時には、農場や食肉処理場等における実態調査を検討。	を推進させるための体制づくり

リス	ク管理の	対象	の	安全 現点	国際	合計	関係	公去	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点	の関		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
サネラ		生加十状と対象分態を対象の		M 汚染	H 実態 外国 〇		3.2 (82% 都や ク	府県 冶体 理	【国内外の動向】 ・コーデックス委員会は、豚肉中のサルモネラの管理のためのガイドラインを公表(2016)。 ・EFSA は、理論上、繁殖豚群の汚染低減、サルモネラフリーの飼料の使用等により、サルモネラ症が減らせるという意見を公表(2010)。・食品安全委員会は、豚の食肉の生食について食品健康影響評価を実施(2015)。 ・厚生労働省は、「と畜場法」(1953)により、サルモネラ症罹患動物が食肉として流通することを防止。また、「食品衛生法」に基づき、豚の食肉(内臓を含む)の生食用としての販売・提供を禁止(2015)。・「豚肉の生産衛生管理ハンドブック」(2017 策定)を普及。【現状】 ・農場の豚の保菌率は4%未満であることを確認(2010-13)。【今後の課題】 ・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。・サルモネラに汚染された豚肉の摂食による食中毒報告数の増加が確認された時には、農場や食肉処理場等における実態調査を検討。	● 当面実施すべき 事項 基本的な衛生管理 の徹底 (バイオセ キュリティの強化) を推進させるため の体制づくり

リス	ク管理の	対象		見点	国際	合計	関係	区 去	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	及如	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	点	の関	心度	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
サルモネラ	野菜	生の状態	(L)	(M)	Н	9	3.2 (82% 都道) や自i	苻県	【国内外の動向】 ・JEMRA は、野菜・果物中の微生物学的ハザードに関し、農産物ごとの優先度を報告(2008)。 ・コーデックス委員会は、野菜・果物の実施規範を策定(2003)。 ・厚生労働省は、野菜の加工に関し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(1981)や「漬物の衛生規範」(1997)を策定。 ・野菜の市販品等を対象とした厚生労働省の調査において、一部の野菜からサルモネラ又は大腸菌が検出(2008-2018)。	<b>✓</b>
			リス		実態 握	IJ.	スク管 措置		【現状】 ・農場で採取した野菜からサルモネラは検出されず (2008、2015-16)、ふ	当面実施すべき 事項
			ク評価◎	国内〇	外国〇	国内〇	国際	外国〇	ん便汚染の指標菌である大腸菌は一部の野菜から検出(2007-08、2014-16)。 ・「野菜の衛生管理指針」(2011 策定、2021 改訂)、「スプラウトの衛生管理指針」(2015 策定)、「もやしの衛生管理指針」(2019 策定)を普及。 【今後の課題】 ・引き続き、野菜からのサルモネラや大腸菌(指標菌として)の検出率が低いレベルで維持されていることを確認。 ・栽培に使う水に含まれる大腸菌(指標菌として)の簡易な検査法を検討。	「野菜の衛生管理 指針」、「スプラウ

リス	ク管理の	対象		見点	国際	合	思吃	稻	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	者数	的動向	計点	の関		農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
腸管出 血性大 腸菌	牛肉	生又は 加熱不 十分な 状態	Н	M	Н		3.3 (85% 消費 体		【国内外の動向】 ・JEMRA は、牛肉中の腸管出血性大腸菌のリスク評価やリスク管理の今後の進め方についての科学的な助言を公表(2011)。腸管出血性大腸菌の食品寄与率や特性、モニタリングについての科学的な助言を公表(2018-19)。牛肉・乳製品中の腸管出血性大腸菌の管理手段についての専門家会合を開催(2021)。 ・食品安全委員会は、生食用食肉(牛肉)の腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌について食品健康影響評価を実施(2011)。	✓
			リスク		実態 握		スク管 措置		・厚生労働省は、「食品衛生法」に基づき、生食用牛肉(内臓除く)について規格基準を定め(2011)、牛レバーの生食用としての販売・提供を	当面実施すべき 事項
			評価	国内	外国	国内	国際	外国	禁止(2012)。「食品衛生法」(2021 施行)に基づき、原則、全ての食品等 事業者が、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理を実施。 【現状】	基本的な衛生管理 の徹底 (バイオセ キュリティの強化)
			0	0	0	0	$\bigcirc$	0	・腸管出血性大腸菌 0157 を肉用牛の 1~2 割が保菌していることを確認 (2007、2011、2015)。保菌牛は、便に排菌する時期と排菌しない時期があ るので、直腸便を試料とした検査では、全ての保菌牛を把握することは	を推進させるための体制づくり
									難しいことを確認(2008、2009、2011)。 ・「牛肉の生産衛生管理ハンドブック」(2011 策定)を普及。 【今後の課題】	0157 以外の血清型 も含めた全国的な 汚染実態の定期的
									・基本的な衛生管理の徹底(バイオセキュリティの強化)。 ・0157 以外の血清型も含め、定期的に肉用牛の腸管出血性大腸菌の保菌率 を全国調査し、国内の実態を把握。	な調査 今後公表される
										JEMRA 報告書等を参 考にしつつ、生 産・加工段階にお
										ける汚染低減に効果的な対策を検討

リス	ク管理の	対象	の権		国際	合計	即	系者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点		心度	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
腸管出 血性大 腸菌	野菜	生の状態	Н	M	Н	13	3.3 (85% 消費 体	- /	【国内外の動向】 ・JEMRA は、野菜・果物中の微生物学的ハザードに関し、農産物ごとの優先度を報告(2008)。 ・コーデックス委員会は野菜・果物の実施規範を策定(2003)。 ・厚生労働省は、野菜の加工に関し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(1981)や「漬物の衛生規範」(1997)を策定。「食品衛生法」(2021施	<b>√</b>
			リスク		実態握	リ	スク管 措置		行)に基づき、原則、全ての食品等事業者が、一般衛生管理に加え、 HACCP に沿った衛生管理を実施。 ・野菜の市販品等を対象とした厚生労働省の調査において、腸管出血性大	当面実施すべき事 項
			シ評価	国内	外国	国内	国際	外国	腸菌の検出はないが、大腸菌は一部から検出(2008-15)。 ・野菜(サンチュ)が原因と疑われた腸管出血性大腸菌の広域感染症・食中毒事案が発生(2018)。また、野菜の加工品(きゅうり浅漬、白菜浅	「野菜の衛生管理 指針」、「スプラウ トの衛生管理指
			©	0		0			漬)を原因食品とした腸管出血性大腸菌の大規模な集団食中毒が発生(それぞれ、2012、2014)。 【現状】 ・農場で採取した野菜から腸管出血性大腸菌は不検出(2007-08、2013-16)。スプラウトについても腸管出血性大腸菌は不検出(2018-19)。一方、糞便汚染の指標菌である大腸菌は一部の野菜や土壌・水から検出(2007、2008、2014-16、2018-19)。 ・「野菜の衛生管理指針」(2011 策定、2021 改訂)、「スプラウトの衛生管理指針」(2015 策定)、「もやしの衛生管理指針」(2019 策定)を普及。 【今後の課題】 ・引き続き、野菜からの腸管出血性大腸菌や大腸菌(指標菌として)の検出率が低いレベルで維持されていることを確認。 ・栽培に使う水に含まれる大腸菌(指標菌として)の簡易な検査法を検討。	- 針」、「もやしの 生管理指針」の 生管理指針」の 管理指針」の 管理指針」の 管理指針」の に関連に を関連に を関連に を関連に を関連に を を を を を を を を を を を を を を を を を を を

微生物名	<b></b>	食品の 状態	の病原性	安点患者数	際的動向	合計点	関係の関		国内外の動向/ 農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	優先リスト (案)
リステ リア・ モノサ イトジ	関のでは、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を理が、関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	状態 に加熱 ない調 食品 用の食	炽	数 L 汚染		7	2.5 (63% 都や	存集 理 4	<ul> <li>事例が報告。</li> <li>※山根ら(2012)が、厚労省院内感染対策サーベイランスのデータからリステリア症年間患者数が100万人あたり1.00~1.60人程度と推定。</li> <li>【現状】</li> <li>・畜産農場や家畜のリステリア・モノサイトジェネス保菌率は低い(2010-12)。</li> <li>・鶏肉から検出される傾向のある食鳥処理場では、食鳥処理が開始される前から、機械・器具等が汚染されている可能性があり、侵入した菌の定着を防ぐ取組の必要性を示唆(2011-12、2017)。</li> <li>・農場で採取した野菜からリステリア・モノサイトジェネスは不検出(2013-16)。スプラウトについても検出率は非常に低く、安全性に問題がないと考えられる菌数であることを確認(2018-19)。</li> <li>・牛肉・鶏肉の「生産衛生管理ハンドブック」(2011 策定、2021 改訂)、「野菜の衛生</li> </ul>	野菜生産農場等の汚染実態の調査 国内外の動向を注視し、必要に応じて、調理済
									管理指針」(2011)、「スプラワトの衛生管理指針」(2015)、「もやしの衛生管理指   針」(2019)を策定。   【今後の課題】	調査や、科学的情報の発信を検討

# 【ウイルス】

リン	スク管理の	対象	の権		国際	合	関係者	国内外の動向/	優先リスト
微生物 名	及印	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	合計点	の関心度		(案)
E型肝 炎ルス	<ul><li>豚ノシの及臓</li><li>オン等肉肝</li></ul>	加熱不 十分な 状態	H M リスク評価 ©	M	L 実握 外国 不明	IJ	2. 2 (53%) 都道府体 で 管理 国際 〇	<ul> <li>・JEMRA は、食品中のウイルスに関する科学的助言を公表 (2008)。</li> <li>・食品安全委員会は、豚の食肉の生食について食品健康影響評価を実施 (2015)。</li> <li>・コーデックス委員会は、「食品中のウイルスの制御のための食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン」を策定 (2012)。</li> <li>・厚生労働省は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」を策定 (2014)。また、「食品衛生法」に基づき、豚の食肉 (内臓を含む) の生食用としての販売・提供を禁止 (2015)。「食品衛生法」(2021 施行)に基づき、原則、全ての食品等事業者が、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理を実施。</li> <li>※感染症法に基づき報告される、国内のE型肝炎患者数 (食品媒介性以外も含む。)は2012 年以降、増加傾向。</li> <li>※2012~2016 年第 16 週に報告されたE型肝炎感染例で、推定感染経路の記載があった国内290 例中、豚肉 (レバー含む)喫食が121 例 (42%)、次いでイノシシ、シカの順。</li> <li>【現状】</li> <li>・養豚農場によってE型肝炎ウイルス遺伝子の保有率は異なること、3-30週齢の肥育豚の保有率は1割程度と推定されること、週齢が高くなるにつれて保有率は低くなることを確認 (2013)。出荷段階の豚のE型肝炎ウイルス遺伝子の保有率は低いことを確認 (2017)。</li> <li>【今後の課題】</li> <li>・基本的な衛生管理の徹底 (バイオセキュリティの強化)。</li> <li>・消費者及び事業者への食肉の加熱の重要性についての情報提供。</li> </ul>	当面実施すべき 事項 基本的な衛生管理 の徹底(バイオセ キュリティの強化) を推進させるため の体制づくり 消費者及び事業者 への情報提供

リスク管理の対象		の種	安全	国際的	合	関係者	国内外の動向/	優先リスト	
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	動向	合計点	の関心原	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
A 型肝 炎ウス	水又の品産は加水の品	加熱不	M リスク評価 ©	M	H 実握 外国	IJ	2.1 (51%) 都道府県 ク 置 国際 〇	鮮農産物のA型肝炎ウイルスの管理を策定(2012)。 ・食品安全委員会は、リスクプロファイル「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」を公表(2012)。ファクトシート「A型肝炎」を公表(2011)。 ・厚生労働省は、都道府県等に対し、食品媒介性A型肝炎ウイルス対策(ノロウイルス食中毒と共通する対策や、ワクチン接種)の周知・注意喚起について通知(1997、2014、2018)。 ※感染症法に基づき報告される国内のA型肝炎患者数(食品媒介性以外も含む。)は、2013年までは年間150名前後で推移していたが、2014年以降は毎年240名を超え、2018年は925名であった。国立感染症研究所によれば、例外的に性的接触によるものが53%を占め経口感染は38%と推定された2018年の症例を除くと、72%が経口感染と推定。	→ 当面実施すべき 事項 国産水産物の汚染 実態を調査し、低 減対策の必要性を 検討

リスク管理の対象		の権	食品安全 の観点		合計	見見ん	係者	国内外の動向/	優先リスト	
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	際的動向	点	の関	の関心度	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
炎ウイ	野実そ工・果は加	加熱不	М	М	Н		2.1 (51% 都道) や自?	存県	【国内外の動向】 ・JEMRA は、食品中のウイルスに関する科学的助言を公表(2008)。 ・コーデックス委員会は、「食品中のウイルスの制御のための一般原則の適用に関するガイドライン」を策定。付属文書で、生鮮農産物のA型肝炎ウイルスの管理を策定(2012)。 ・FAO EMPRES (Emergency Prevention System)は、半乾燥食品の製造段階におけるウイルスの低減方法を公表(2011)。 【現状】	<b>✓</b>
			リスク評価 <b>©</b>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			スク管 措置	-	・「野菜の衛生管理指針」等を策定・普及(2011-)。 ・ウイルスに汚染された水や感染者を通じて感染が広がることが知られて	当面実施すべき 事項
				国内	外国	国内	国際	外国	時の衛生管理の取組を推進。 【今後の課題】 ・国内での野菜を原因食品とする食中毒事例の報告はないが、海外では冷凍ベリー類を原因食品とする集団感染が発生しており、状況を注視。 ・A型肝炎ウイルスに汚染された野菜等の摂食による食中毒報告数の増加	国内外の関連情報 収集
				_	不明	0	0	不明		野菜の衛生管理指 針に基づく国産野 菜の衛生管理の取 組をさらに推進。

リスク管理の対象		食品の智	息点 際		合	思想	係者	国内外の動向/	優先リスト	
微生物 名	食品	食品の 状態	病原性	患者数	的動向	計点		心度	農林水産省のリスク管理の現状と今後の課題	(案)
ノロウ イルス		生又は 加熱不 十分な 状態	L	Н	Н	11	3.4 (83% 消費 体	- /	【国内外の動向】 ・JEMRA は、下水をモニタリングし、生産段階で食品が汚染される可能性を把握することが重要と助言(2008)。 ・EFSA は、カキのノロウイルス汚染に関するベースラインサーベイを実施し、その結果を公表。ノロウイルスに関する微生物規格の設定に関して助言(2019)。 ・コーデックス委員会は、「食品中のウイルスの制御のための食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン」を策定。付属文書で、二枚貝及び	·
			リス		実態 握	リ	リスク管理 措置		生鮮農産物のノロウイルスの管理を策定(2012)。 ・食品安全委員会は、リスクプロファイル「カキを主とする二枚貝中のノ	当面実施すべき 事項
			ク評価◎	国内〇	外国〇	国内〇	国際  ③	外国〇	ロウイルス」(2006)、「食品中のノロウイルス」(2010)及び「ノロウイルス」(2018)を公表。 ・厚生労働省は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を策定(1997)、ノロウイルスによる食中毒が流行する前に食品事業者には予防対策の徹底、都道府県には監視指導の徹底を通知(2012-20)。 【現状】 ・29海域で採取したカキを対象にノロウイルスの汚染実態を調査。採取時期や陸上での胃腸炎発生等がノロウイルスの保有状況に影響を与えることを確認(2019-21)。 ・国際的に使用されている、より高感度な遺伝子検査法の国内導入に向け、検査手順書を作成し公表(2021)。 ・収穫後の高圧処理により、ノロウイルスの低減効果があることを確認(2017-18)。 ・ノロウイルスに対する「浄化処理」の効果に関する知見は限られているため、人為的にノロウイルスに汚染させたカキを用いた検証事業を実施中(2020-)。 【今後の課題】 ・浄化処理の効果の検証、適切な汚染低減策の策定。 ・感染性を持つウイルスのみを検出する遺伝子検査法や培養法に関する国際的動向をフォロー。	び結果を踏まえた 対策の検討 浄化処理等の適切 な汚染低減対策の ための条件の検討 2021年に作成した 手順書に基づく検 査法の普及 感染性を持つウィ いスのみを検出や も遺伝子検査法や 培養法に関する国